



士別市

緑の基本計画

平成29年5月

士別市緑の基本計画

序章 計画策定にあたって	1
1. 計画の前提	1
1-1. 緑の基本計画とは	1
1-2. 計画内容と目的	2
1-3. 計画対象区域	4
2. 計画の位置づけ	5
2-1. 本計画の位置づけ	5
2-2. 目標年次	5
3. 計画の全体構成	6
第1章 士別市の現況	7
1. 士別市の概要	7
1-1. 位置と面積	8
1-2. 気象	9
1-3. 人口・世帯数	10
1-4. 水系	12
1-5. 植生	13
1-6. 動物	14
1-7. 文化財	15
2. 緑の現況	16
2-1. 緑の現況調査の目的	16
2-2. 調査内容	16
2-3. 調査結果	18
2-4. 都市公園の現況	20
2-5. 公共施設緑地の現況	24
2-6. 緑に関する活動	28
3. 緑の課題	29
①身近な緑を保全する	29
②緑による生活の向上	29
③緑で街をまもる	30
④士別市らしさを彩る緑	30
⑤市民参加による緑化の推進	30

第2章 基本理念と将来像	31
1. 基本理念	31
2. 緑の将来像	32
①森や川をまもり、豊かな自然環境が身近に広がる “緑”	32
②暮らしに潤いや、ゆとりをもたらす “緑”	32
③自然災害から市民の生活をまもる “緑”	33
④街を彩る “緑”	33
⑤市民と一緒に育む “緑”	33
第3章 基本方針と施策	35
基本方針① 身近な“緑”をまもる	37
1. 取り組む内容	37
2. 緑の課題図	38
3. 施策の体系	39
4. 各施策の内容	40
5. 整備・配置方針	41
基本方針② “緑”による生活環境の向上	43
1. 取り組む内容	43
2. 緑の課題図	44
3. 施策の体系	45
4. 各施策の内容	46
5. 整備・配置方針	47
基本方針③ “緑”で街をまもる	49
1. 取り組む内容	49
2. 緑の課題図	50
3. 施策の体系	51
4. 各施策の内容	52
5. 整備・配置方針	53
基本方針④ 士別市らしさを彩る“緑”	55
1. 取り組む内容	55
2. 緑の課題図	56
3. 施策の体系	57
4. 各施策の内容	58
5. 整備・配置方針	59

基本方針⑤ 市民参加による“緑”の推進	61
1. 取り組む内容	61
2. 施策の体系	62
3. 各施策の内容	63
第4章 緑の推進にあたって	65
1. 計画のフレーム	65
2. 緑の目標	66
3. 推進体制と進行管理	70
第5章 緑化重点地区における施策	72
1. 緑化重点地区の設定	72
1-1. 緑化重点地区とは	72
1-2. 緑化重点地区の選定条件	72
1-3. 緑化重点地区の設定	73
2. 緑化重点地区の計画	74
2-1. 緑化重点地区における現況と課題	74
2-2. 事業計画	75
巻末資料	1
1. 緑の基本計画に関するアンケート調査	1
I. アンケート調査の概要	1
II. アンケート調査結果	8
2-1 用語説明	17
2-2 都市公園の種類	20

序章

計画策定にあたって

1. 計画の前提

1-1. 緑の基本計画とは

緑の基本計画とは、都市公園の整備など都市計画制度に基づく施策のほか、住民参加による緑化活動など都市計画制度によらない施策や取り組み等も含めた緑に関する総合的な計画です。



1-2. 計画内容と目的

1-2-1. 計画の内容

計画内容の必須事項として、以下の2項目を定めます。

「緑地の保全及び緑化の目標」

「緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項」

また、必要に応じて定める事項は、次のとおりです。

◇地方公共団体の設置に係る都市公園の整備方針その他保全すべき緑地の確保及び緑化の推進の方針に関する事項

◇緑地保全地域及び特別緑地保全地区以外の区域であって重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区並びに当該地区における緑地の保全に関する事項

◇緑化地域以外の区域であって重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区及び当該地区における緑化の推進に関する事項

★計画の策定には住民と行政の協力が重要です★



- 計画策定にあたり、住民の意見を反映させることが都市緑地法に規定されています。
- 計画内容の公表が法的に義務づけられています。

羊田 黒助（ひつじだ くろすけ）

愛称：さほっち

士別市の開拓記念日、7月1日生まれの男の子。
元気で明るく、友達思いで、だれとでも仲良くなれる子です。士別市の「メーよ職員」として、士別市のPR活動をしてきています。

1-2-2. 計画の目的

本市は、天塩川の豊かな水と肥沃な大地に恵まれ、自然との共生によって発展してきました。一方で、地球温暖化や酸性雨など、私たちの暮らしがもたらす自然環境への影響は、地域のみならず世界中に広がり、単に森林資源等が減少するだけでなく、森里川海の繋がりがや生物多様性の低下に繋がっていきます。加えて、近年の著しい社会情勢の変化により、市街地周辺における市街化の進行とそれに伴う市街地中心部の空洞化による衰退、人口減少や少子高齢化などの諸問題が浮き彫りとなりました。

このような課題があるなかで、都市計画マスタープランでは自然や身近な緑も含めた総合的な観点から「やさしいまち」「住みやすいまち」とすることによって「人が集いまちに賑わいを創出」することを、市民が望むまちづくりの基本として位置づけています。

「やさしいまち」

- 子どもや高齢者、障がい者などを意識した「人」へのやさしさ
- 農地、森林などの「自然環境」に対するやさしさ



メイちゃん



みーちゃん

「住みやすいまち」

- 都市生活を営む上での利便性、快適性のある住み良さ
- 潤いや憩いなど、日常生活における住み良さ
- 趣味やスポーツなどの個々のライフスタイルが充実した住み良さ
- 安全で安心な生活が営める住み良さ

上記のように、まちづくりの基礎となる考え方には、緑が深く関与することから、まちづくりにおける緑の要素を踏まえた上で、街の将来あるべき姿を見据え、それを実現させるための施策や取り組みについて検討する必要があります。これらを具体的に示したものが『緑の基本計画』（以下「本計画」という。）であり、緑の視点による「まちづくり」に向けた計画です。

本計画を策定するにあたりアンケート調査等を実施し、集約した市民意見を反映させたほか、水と緑のネットワーク形成等に関する施策や取り組みを検討し、豊かな自然環境と共生できるまちづくりをめざした計画とするものです。

1-3. 計画対象区域

本計画の対象区域は、都市緑地法第4条第1項に規定されているとおり、都市計画区域全域とします。

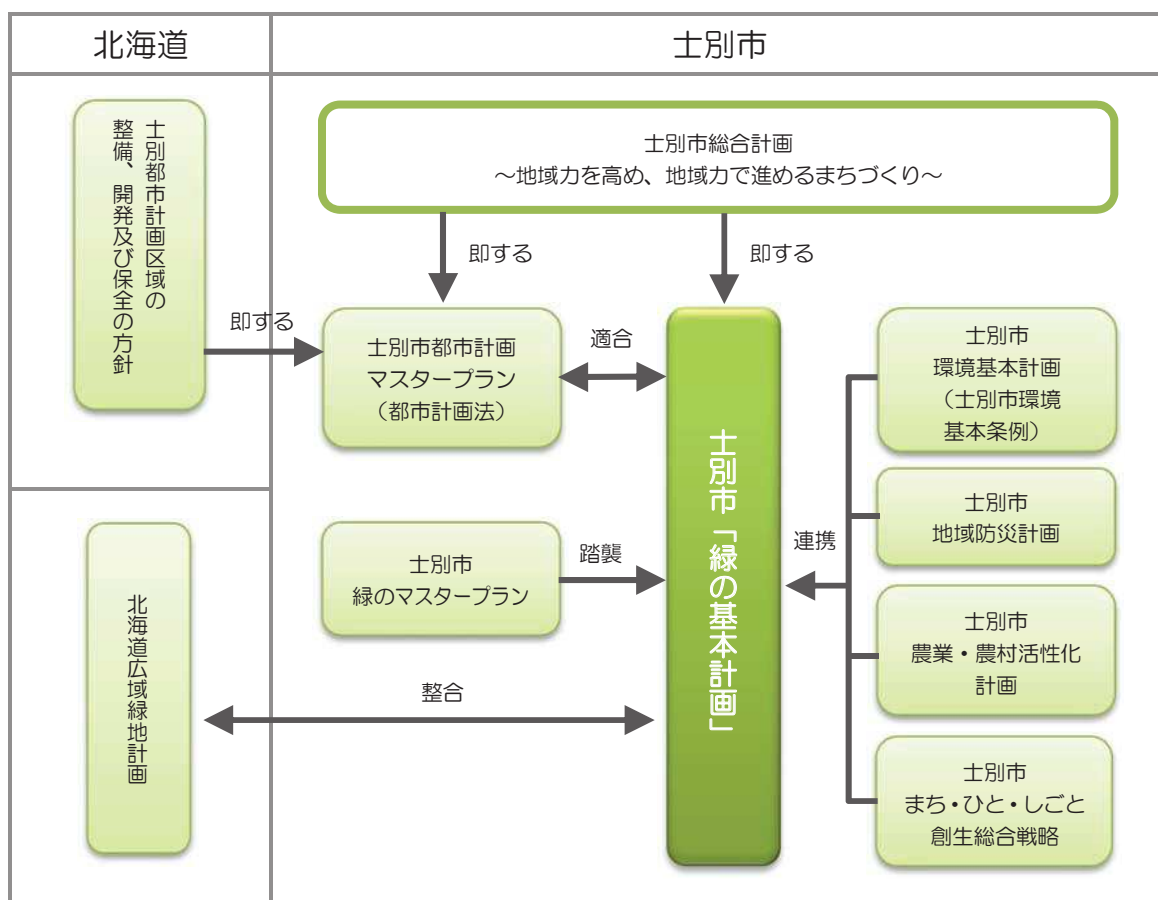
なお、本市の行政区域は111,922haであり、そのうちの1,883haを都市計画区域として指定しています。



2. 計画の位置づけ

2-1. 本計画の位置づけ

本計画は、緑に関する総合的な計画であるため、本市の総合計画や「士別市都市計画マスタープラン」など、緑に関連した士別市の上位計画や、北海道が策定した計画との整合性を図りながら策定していくことが重要です。



2-2. 目標年次

計画期間は、平成 29 年度を初年度として、平成 48 年度(2036 年度)までの概ね 20 年間とします。なお、必要に応じて見直しを行います。

3. 計画の全体構成

本計画は次の内容で構成されます。

序章 計画策定にあたって

1. 計画の前提

本計画は、都市緑地法に定められている計画制度であり、計画対象区域は都市計画区域(1,883ha)とします。

第1章 土別市の現況

1. 土別市の概要

2. 緑の現況

項目	面積(ha)		一人当たりの面積(m ² /人)		
	都市計画区域	市街地	都市計画区域	市街地	
都市公園	街区公園	5.97	5.97	82.23	19.21
	総合公園	20.60	20.60		
	運動公園	48.34	-		
	都市緑地	42.37	1.49		
	特殊公園	11.91	-		
合計	129.19	28.06			

3. 緑の課題

- ①身近な緑を保全する ②緑による生活の向上
- ③緑で街をまもる ④土別市らしさを彩る緑
- ⑤市民参加による緑化の推進

第2章 基本理念と将来像

1. 基本理念

ゆたかな 緑と共生するまち しべつ

2. 緑の将来像



第3章 基本方針と施策

緑の将来像を実現するための5つの基本方針

①身近な“緑”をまもる

- 1) ゆたかな自然環境の保全
- 2) ぐらしの保全
- 3) 生物多様性の確保

②“緑”による生活環境の向上

- 1) 緑地の整備
- 2) 緑の充実

③“緑”で街をまもる

- 1) 災害時における緑
- 2) 災害時に備える緑

④土別市らしさを彩る“緑”

- 1) 緑による景観形成
- 2) 緑による名所づくり

⑤市民参加による“緑”の推進

- 1) 市民参加型の緑づくり
- 2) 先進的な緑化の推進

5つの基本方針における内容

1. 取り組む内容
2. 緑の課題図
3. 施策の体系
4. 各施策の内容
5. 整備・配置方針

第4章 緑化の推進にあたって

1. 計画のフレーム

2. 緑の目標

目標	都市計画区域		市街地	
	面積(ha)	緑被率(%)	面積(ha)	緑被率(%)
	649.46	34.49	152.58	21.74

3. 推進体制と進行管理

本計画の進行体系は、市民・活動団体・事業者・行政といった異なる4つの主体がそれぞれの役割を果たし、協働・連携・サポートなどをしながら継続的に取り組みます。

第5章 緑化重点地区における施策

1. 緑化重点地区の設定
2. 緑化重点地区の計画

第 1 章

士別市の現況

第1章

士別市の現況

1. 士別市の概要

本市の歴史は、明治 32 年に最北で最後の屯田兵の入植によって開拓の鍬がおろされ、昭和 29 年に当時の士別町・上士別村・多寄村・温根別村の 1 町 3 村が合併し、道内 20 番目の市として誕生し、その後、平成 17 年 9 月 1 日には、旧士別市と旧朝日町との合併により現在の士別市を形成しています。

本市は農業や林業などの第 1 次産業を基幹産業として発展し、人口減少と高齢化が進むなかにも、緑にあふれ、元気で活気ある街の実現に向けて、都市機能の整備や快適な生活環境づくりを進めながら定住促進に努めてきました。一方では、「合宿の里づくり」をはじめ、「自動車等の試験研究」、「羊によるまちづくり」や「水と緑の里づくり」を全国に発信するなど、観光などによる交流人口を増やす取り組みを積極的に進めています。

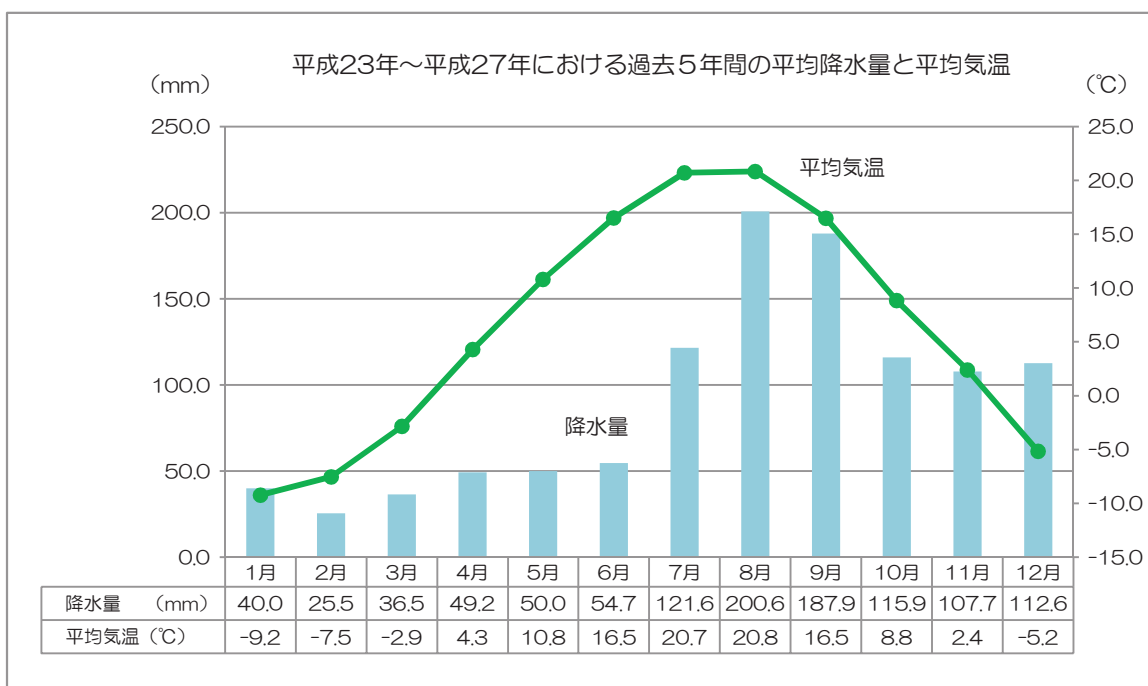


羊と雲の丘からの眺望

1-2. 気象

5月から9月頃までは比較的過ごしやすい気候ですが、初雪が降る11月頃からの冬期間は積雪量が、平地でも1m、山間部では2mを超える積雪地域です。

また、内陸性の地理的影響から、気温の年較差や日較差が大きいことが特徴です。風向は、西南の風が多いですが、風力は弱く、オホーツク海に高気圧が発達すると気温が低下しやすくなります。



資料：気象庁

平成27年における気温・降水量等	
最高気温	31.2°C
最低気温	-27.6°C
年間平均気温	7.0°C
年間日照時間	1,534 時間
降水量	943mm

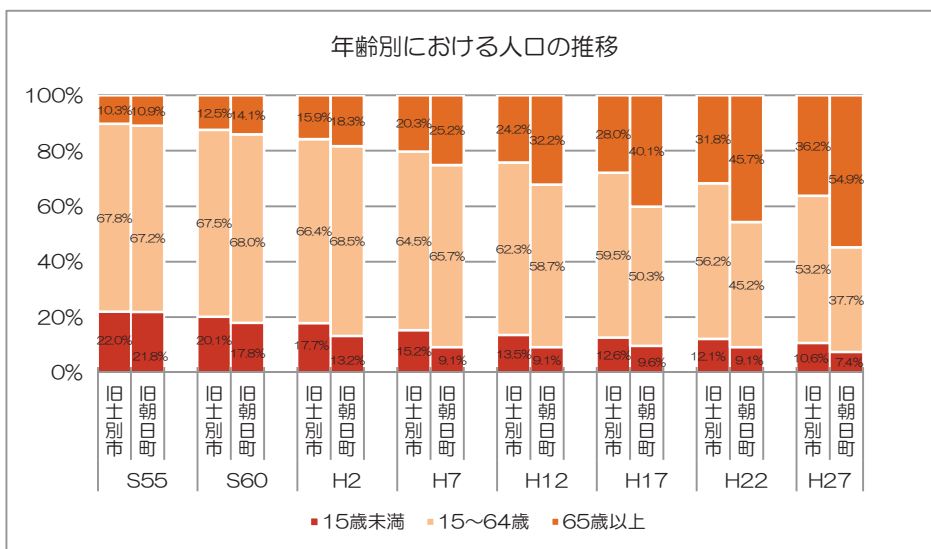
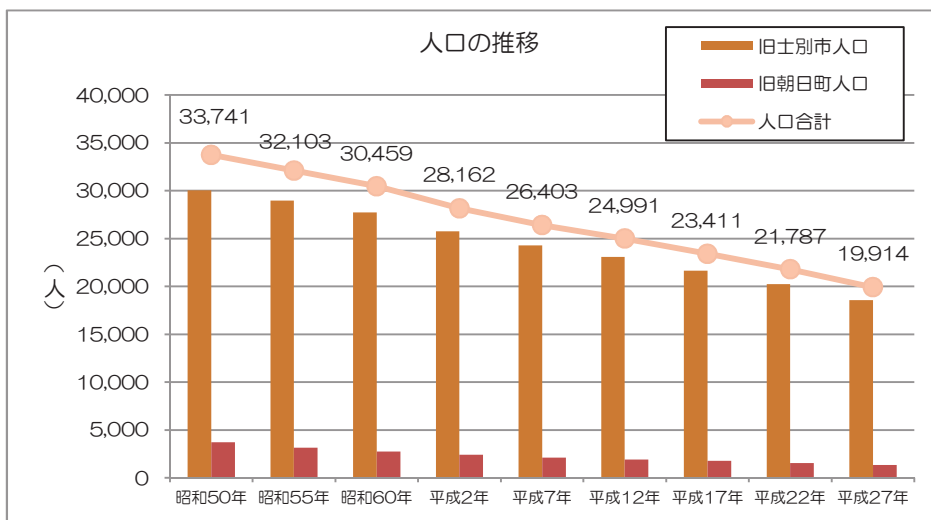
資料：気象庁

1-3. 人口・世帯数

1-3-1. 人口

本市の人口は、昭和 45(1970)年頃から、都市部への労働力の流出や離農などにより、減少傾向にあります。

昭和 50(1975)年以降は減少率が鈍化してきているものの減少傾向は続き、平成 27 年では平成 22 年から約 9%の減少となる 19,914 人となりました。そのうち 15 歳未満の割合が約 1 割、65 歳以上が約 4 割であり、少子高齢化を示しています。



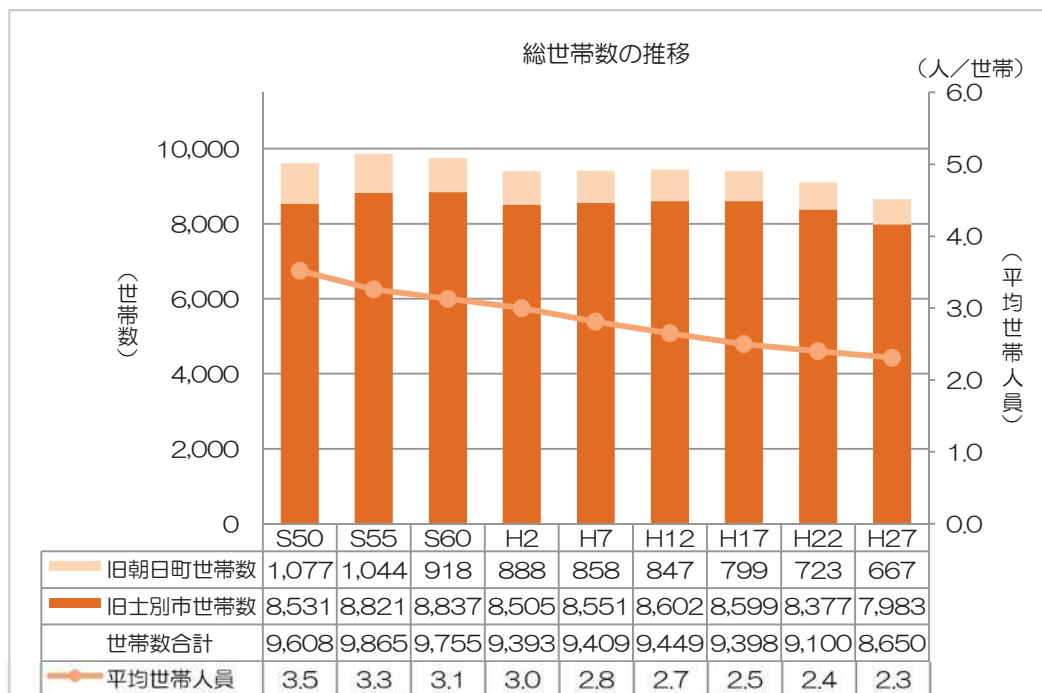
資料：国勢調査

※士別市と旧朝日町は平成 17 年 9 月 1 日に合併しました。

1-3-2. 世帯数

昭和50年代までは、核家族化が進行するなかで世帯数は増加を継続しましたが、平成2年から平成17年までは9,400世帯前後で推移し、平成22年では9,100世帯となりました。

平均世帯人員は、昭和50年は3.5人/世帯でしたが、以降は減少を続け、平成7年には3人/世帯を割り込み、平成27年では2.3人/世帯となりました。以前から続く核家族化に加え、少子高齢化等により世帯人員数の減少が現在も継続しています。



資料：国勢調査

※総世帯数とは一般世帯数と施設等の世帯数を合計した値です。



羊田 メイ (ひつじだ めい)

愛称：メイちゃん

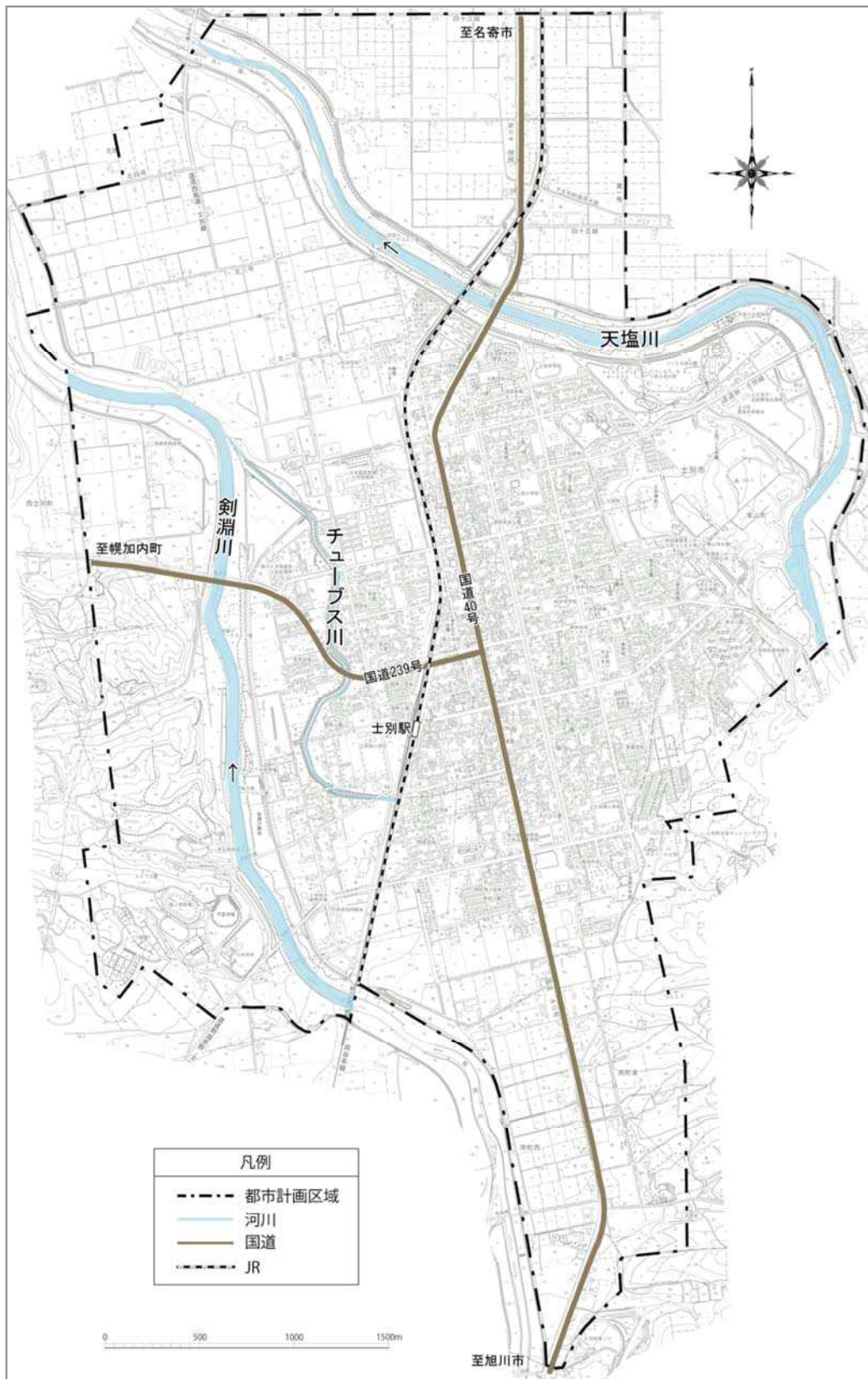
こどもの日、5月5日生まれの女の子。少し恥ずかしがり屋だけど、とっても優しくて明るい元気な子です。

さほっちとともに士別市の「メェーよ職員」として、士別市のPR活動をしていています。

みんなからは「メイちゃん」の愛称で親しまれています。

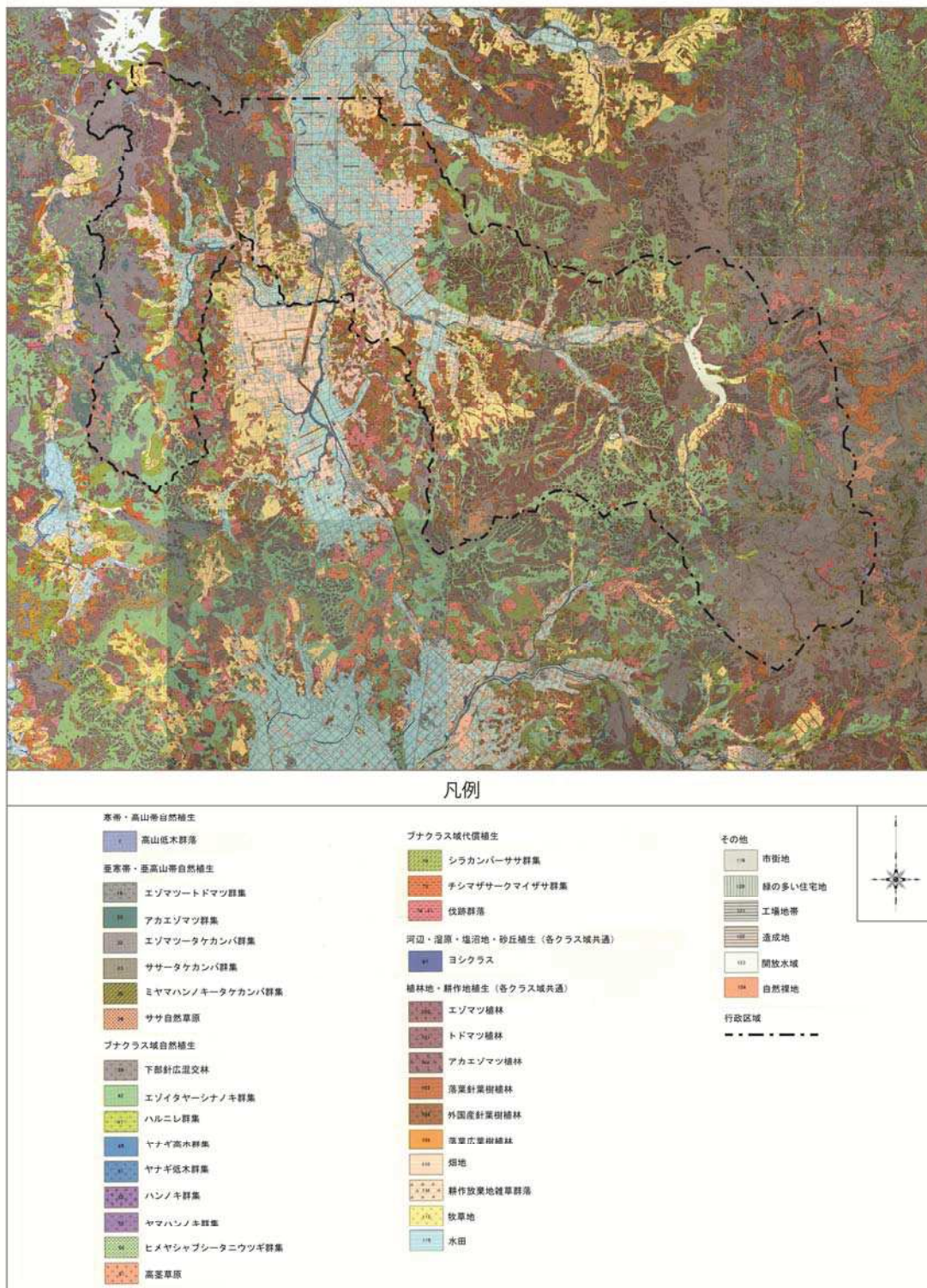
1-4. 水系

豊かな水量を誇る天塩川と剣淵川は、市街地を囲むように流れており、農業の発展に大きな役割を果たしています。



1-5. 植生

本市における植生は、多種多様な植物が広域に自生しています。特に天塩岳道立自然公園の周辺には、キバナシャクナゲやイワウメをはじめ、道内でも有数の高山植物の植生地として広く知られています。

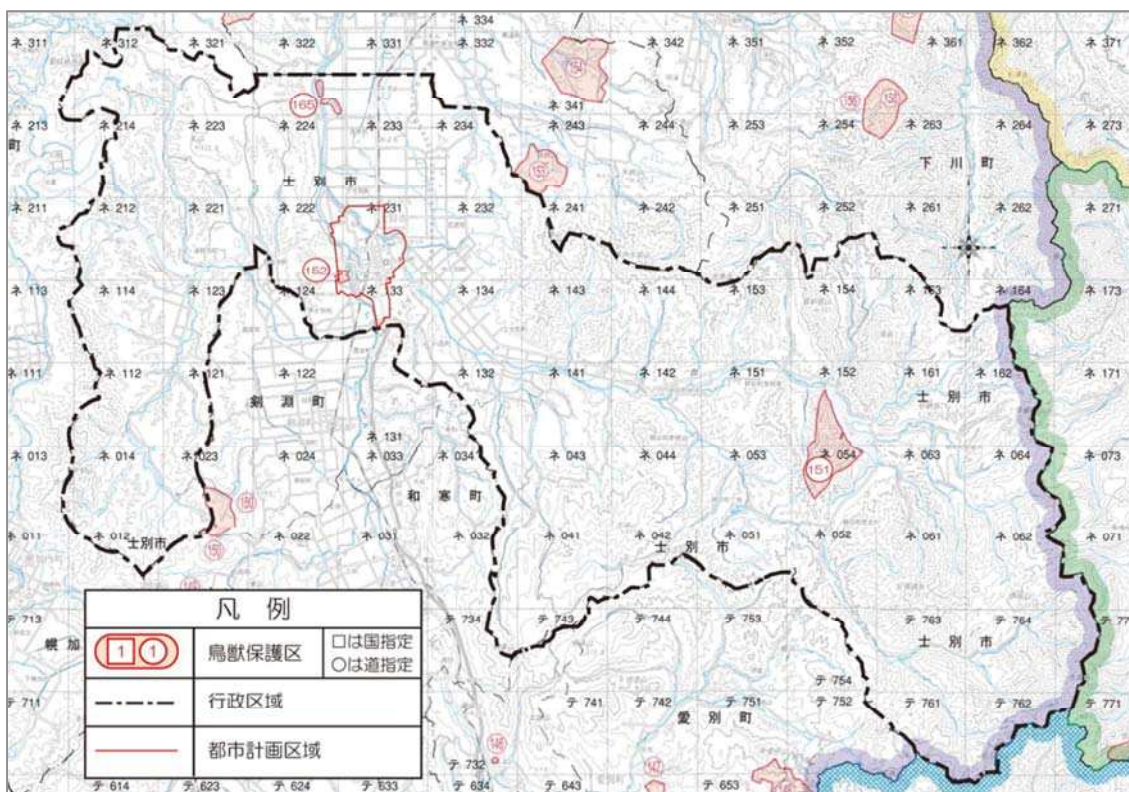


資料：環境省 自然環境局 生物多様性センター

1-6. 動物

本市には、野鳥や昆虫をはじめとする様々な種類の動物が生育しています。つくも水郷公園ではエゾリスやエゾシマリスが生息し、ふどう公園周辺では、5月頃にキビタキ、ヒバリ、カッコウといった野鳥が見られます。さらに天塩岳には希少動物のナキウサギが生息しています。

また、市内には北海道指定の鳥獣保護区に指定されている箇所があり、野生鳥獣の捕獲を禁止し、生育、繁殖に必要な巣箱、給水、給餌施設などを計画的に整備することで、繁殖、野生鳥獣の保護をめざしています。



資料：北海道 平成28年度鳥獣保護区等位置図（地図編）

■都市計画区域内における鳥獣保護区

152番：ふどう鳥獣保護区

場 所：士別市南士別町ふどう公園

面 積：21ha ※ふどう公園全体の供用面積は48.3haです。

指定期間：平成18年10月1日～平成38年9月30日（20年間）

ふどう鳥獣保護区の指定は、昭和41年8月17日の設定以降、これまで2回更新されています。

1-7. 文化財

士別市指定の文化財

種別	名称	所在地
有形文化財／建築物	屯田兵屋	士別市西士別町ふどう公園
史跡	上士別遺跡	士別市上士別町 13 線南 14 番地
天然記念物	祖神の松	士別市西士別町学田道有林
無形文化財	瑞穂獅子舞	士別市朝日町中央 4071 番地 瑞穂獅子舞伝習館



資料：士別市の指定文化財
(屯田兵屋)

計画対象区域内に位置する文化財は、ふどう公園内に復元した屯田兵屋です。屯田兵の入植により始まった本市の歴史を次世代に継承していくため、公園を訪れる市民の目に触れることができるように、開拓当時の住宅や生活環境を再現したものです。平成 19 年の改修工事では、民間企業の支援により実施されました。

2. 緑の現況

2-1. 緑の現況調査の目的

緑の現況調査は、緑被率の算出を目的とし、計画区域内における緑地の現況を把握しました。

緑被率とは
樹林や草地で覆われた面積の割合であり、緑の数量を平面的に捉えることができます。

2-2. 調査内容

緑地の広がりには、航空写真による緑地の解析に加え、現地調査により面積を算出しました。
また、緑地は下記に示す体系に分類し、緑被率を算出します。

(詳細については次ページ参照)

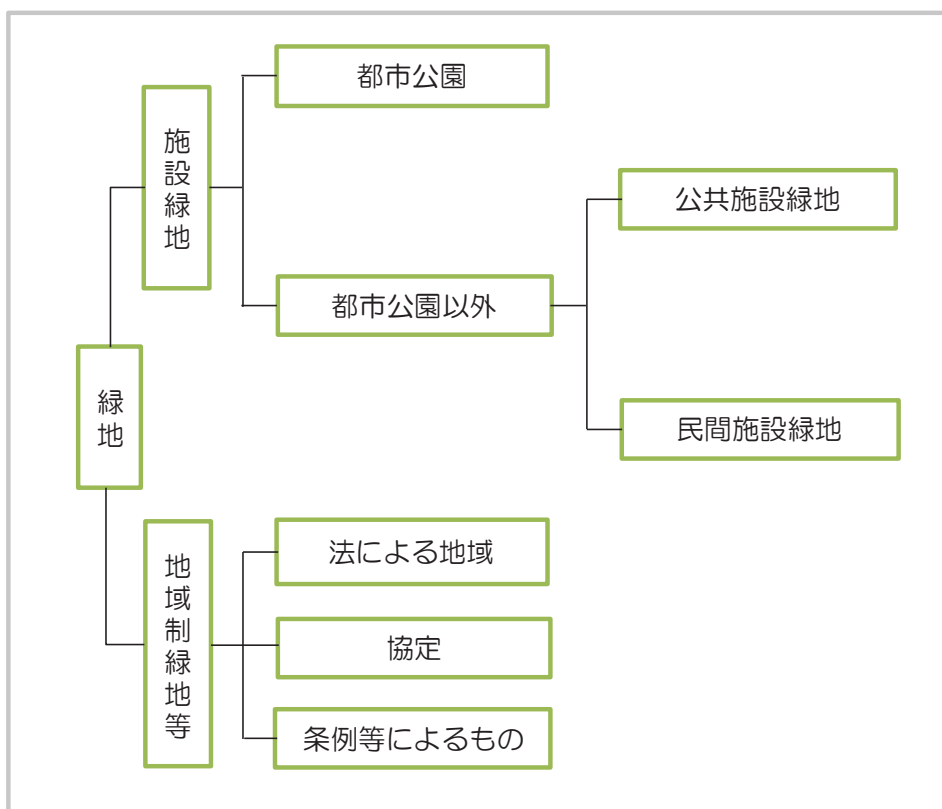


図 2-1 緑地分類

資料：緑の基本計画ハンドブック

図 2-1 の施設緑地と地域制緑地は、更に詳細に分類され、下記に示すとおり細分化されます。

緑地の種類		内容	
施設緑地	都市公園	都市公園法で規定するもの	
	都市公園以外	公共施設緑地	都市公園以外で公園緑地に準じる機能を持つ施設 ^{※1} 公共公益施設における植栽地等 ^{※2}
		民間施設緑地	市民緑地、公開空地、市民農場（上記以外）、一時開放広場、公開している教育施設（私立）、市町村と協定等を結び開放している企業グラウンド、寺社境内地、民間の屋上緑化の空間等
地域制緑地等	法による地域	緑地保全地域（都市緑地法） 特別緑地保全地区（都市緑地法） 風致地区（都市計画法） 生産緑地地区（生産緑地法） 自然公園（自然公園法） 自然環境保全地域（自然環境保全法） 農業振興地域・農用地区域（農業振興地域整備法） 河川区域（河川法） 保安林区域（森林法） 地域森林計画対象民有林（森林法） 保存樹・保存樹林（樹木保存法） 史跡・名勝・天然記念物等の文化財で緑地として扱えるもの（文化財保護法）等	
	協定	緑地協定（都市緑地保全法）	
	条例等によるもの	条例・要綱・契約・協定等による緑地の保全地区や緑化の協定地区、樹林地の保存契約、協定による工場植栽地、道や市町村指定の文化財で緑地として扱えるもの等	

※1 都市公園を除く公共空地、国民公園、自転車歩行者専用道路、歩行者専用道路、地方自治体設置または市町村条例設置の公園、公共団体が設置している市民農園、公開している教育施設（国公立）、河川緑地、農業公園、児童遊園、市町村が設置している運動場やグラウンド、こどもの国、ちびっこ広場、青少年公園等

※2 学校の植栽地、下水処理場等の付属緑地、道路環境施設帯及び植樹帯、その他の公共公益施設における植栽地 等

資料：緑の基本計画ハンドブック

2-3. 調査結果

都市計画区域内における緑地の広がりや、緑地分類(図 2-1)に則して図に示すと下記のように
なります。

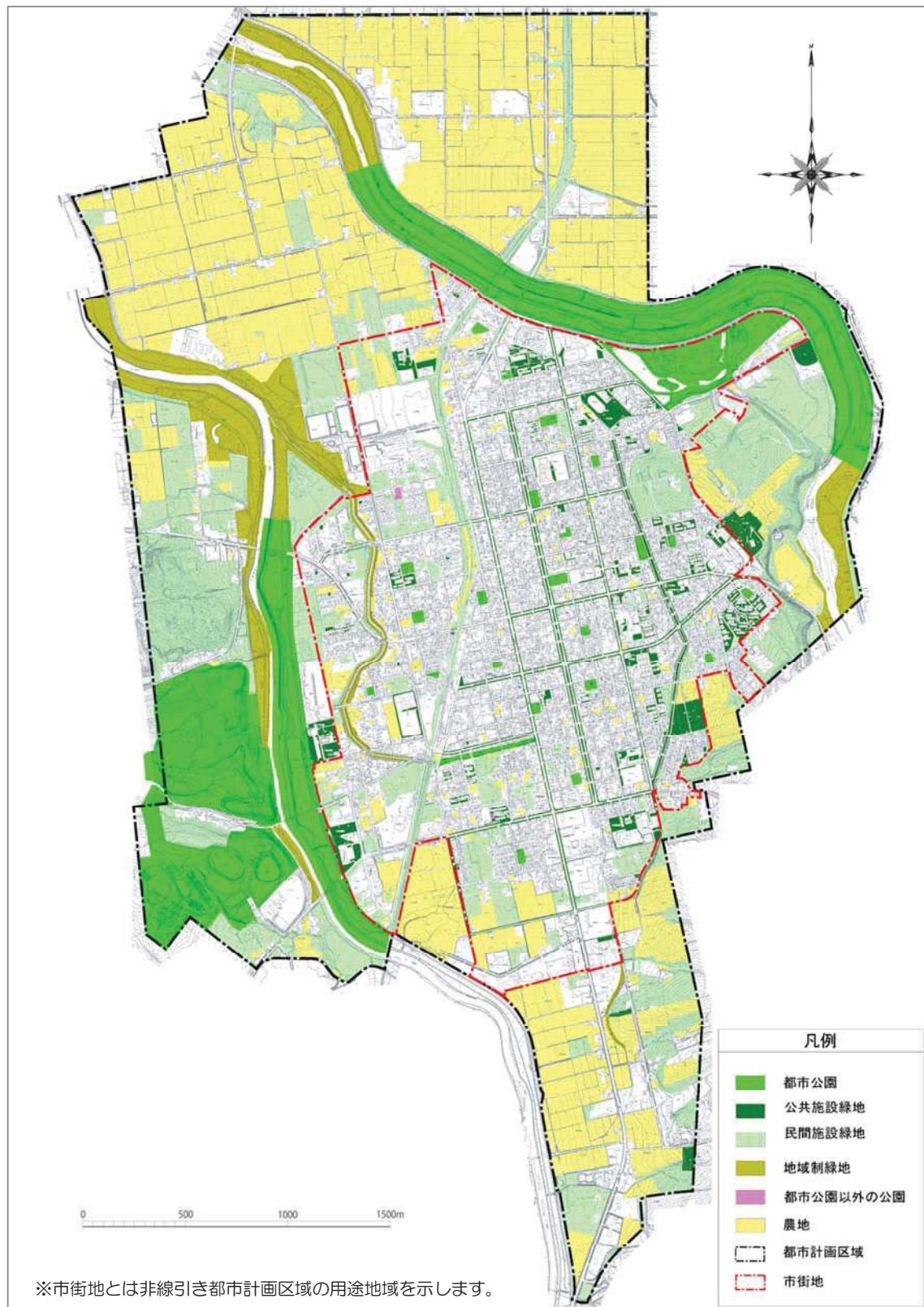


図 2-2 緑地現況図

緑地の分類による面積及び緑被率を算出した結果は次のとおりです。

種別				都市計画区域			市街地			
				箇所数	面積	緑被率	箇所数	面積	緑被率	
					(ha)	(%)		(ha)	(%)	
緑地	施設緑地	都市公園	住区基幹公園	街区公園	21	5.97	0.32	21	5.97	0.85
			都市基幹公園	総合公園	1	20.60	1.09	1	20.60	2.93
				運動公園	1	48.34	2.57	-	-	-
			緩衝緑地等	都市緑地	4	42.37	2.25	2	1.49	0.21
				特殊公園	1	11.91	0.63	-	-	-
				緩衝緑地	-	-	-	-	-	-
			緑道	-	-	-	-	-	-	
		都市公園以外	公共施設緑地	都市公園以外で公園緑地に準じる機能を持つ施設	-	14.25 ^{*1}	0.76	-	0.70	0.10
				公共公益施設における植栽地等	-	28.02	1.49	-	20.59	2.93
				道路環境施設帯及び植樹帯(街路樹)	-	18.10	0.96	-	18.10	2.58
	民間施設緑地			-	291.20	15.46	-	80.60	11.48	
	施設緑地合計				28	480.76	25.52	24	148.05	21.09
	地域制緑地等	法によるもの	河川区域(河川法)	-	168.22 ^{*2}	8.93	-	4.05	0.58	
			地域森林計画対象民有林(森林法)	-	-	-	-	-	-	
地域制緑地合計			-	168.22	8.93	-	4.05	0.58		
都市公園以外の公園				2	0.20	0.01	2	0.20	0.03	
緑地合計				30	649.18	34.47	26	152.30	21.70	
都市計画区域内の面積(ha)				1,883			702			

資料：都市公園の面積は「北海道の都市計画公園」より算出

※1「都市公園以外で公園緑地に準じる機能を持つ施設」には、ふどう公園・しべつ霊園の未利用地面積を含みます。

※2「河川区域」には、天塩川水郷緑地及び剣淵川緑地の未利用地面積を含みます。

※運動公園・特殊公園は市街地外にのみ整備されています。

2-4. 都市公園の現況

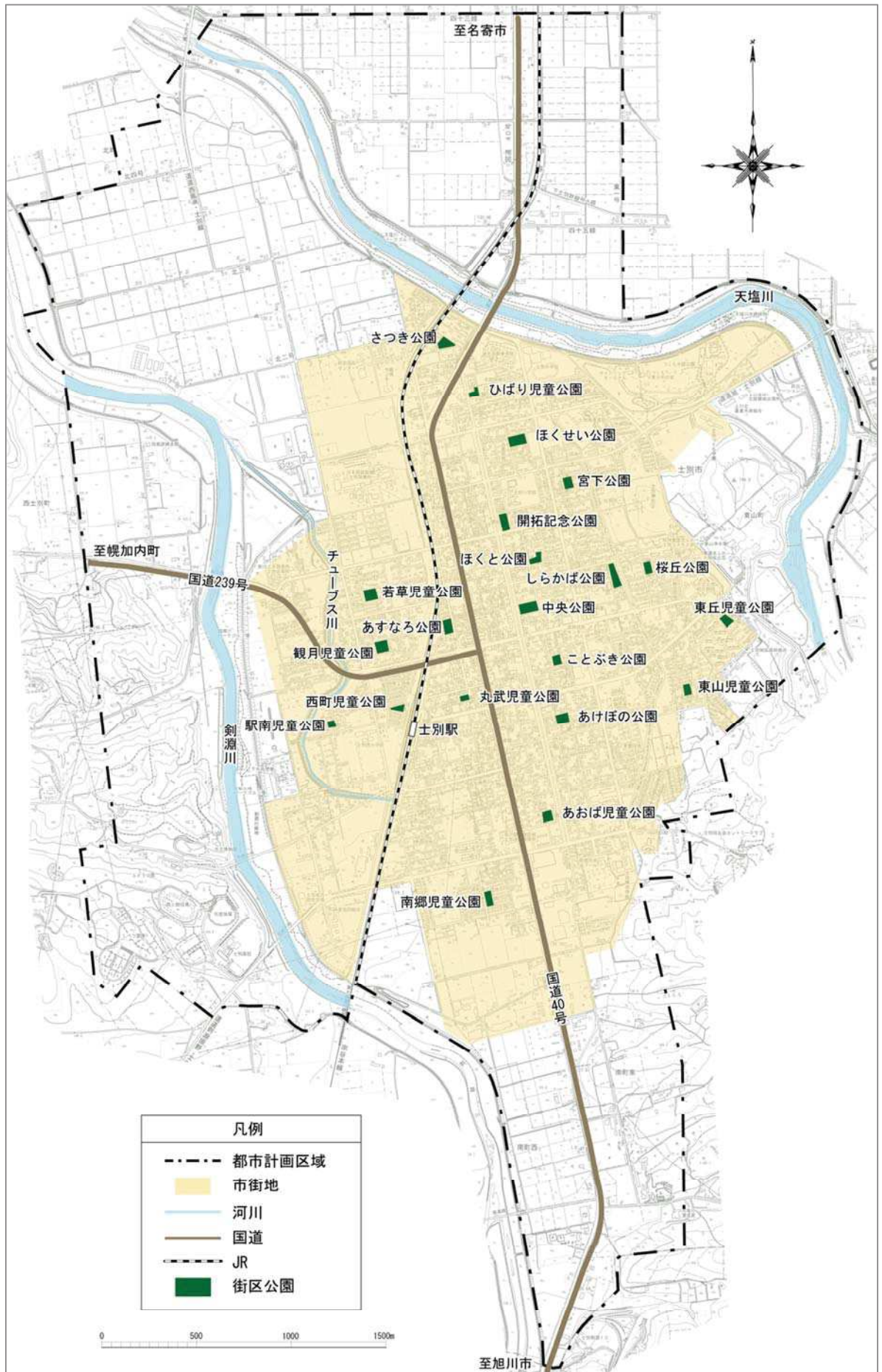
都市公園における緑地面積の集計

種別	名称	計画決定面積(ha)	供用面積(ha)	備考
街区公園	あけぼの公園	0.33	0.33	
	中央公園	0.53	0.53	
	ことぶき公園	0.21	0.21	
	ほくと公園	0.17	0.17	
	開拓記念公園	0.39	0.39	
	ほくせい公園	0.49	0.49	
	しらかば公園	0.48	0.48	
	桜丘公園	0.24	0.24	
	宮下公園	0.22	0.22	
	あすなろ公園	0.33	0.33	
	若草児童公園	0.36	0.36	
	観月児童公園	0.37	0.37	
	東山児童公園	0.19	0.19	
	さつき公園	0.29	0.29	
	南郷児童公園	0.28	0.28	
	西町児童公園	0.14	0.14	
	ひばり児童公園	0.16	0.16	
	あおば児童公園	0.31	0.31	
	丸武児童公園	0.11	0.11	
	東丘児童公園	0.22	0.22	
駅南児童公園	0.15	0.15		
住区基幹公園小計(21ヶ所)		5.97	5.97	
総合公園	つくも水郷公園	20.60	20.60	
運動公園	ふどう公園	59.00	48.34	10.66haは「都市公園以外で公園緑地に準じる機能を持つ施設」に分類
都市基幹公園小計(2ヶ所)		79.60	68.94	
都市緑地	天塩川水郷緑地	79.30	22.33	56.97haは河川区域に分類
	弥生緑地	1.20	1.24	
	西香園	0.30	0.25	
	剣淵川緑地	42.40	18.55	23.85haは河川区域に分類
特殊公園	しべつ霊園	14.80	11.91	2.89haは「都市公園以外で公園緑地に準じる機能を持つ施設」に分類
緩衝緑地等小計(5ヶ所)		138.00	54.28	
合計		223.57	129.19	

資料：「北海道の都市計画公園」

※計画決定面積と供用面積が異なる公園に関しては、供用面積を緑被率の算定に使用しています。

街区公園の位置図



都市計画区域人口に対する1人あたりの都市公園面積は82.23㎡/人であり、市街地人口に対する1人あたりの都市公園面積は19.21㎡/人となります。

表 市街地・都市計画区域人口おける1人当りの都市公園面積

区分			面積(ha)		一人当たりの面積(㎡/人)	
			都市計画区域	市街地	都市計画区域	市街地
都市公園	住区基幹公園	街区公園	5.97	5.97	82.23	19.21
		総合公園	20.60	20.60		
	都市基幹公園	運動公園	48.34	-		
		都市緑地	42.37	1.49		
	緩衝緑地等	特殊公園	11.91	-		
		合計	129.19	28.06		

資料：平成27年国勢調査

※都市計画区域内人口は15,711人を使用しています。

※市街地人口は14,610人を使用しています。

※公園面積については供用面積を使用しています。



羊田 未生（ひつじだ みう）

愛称：みーちゃん

ひつじ年の1月1日生まれの女の子。ピンクのほっぺたがチャームポイントです。

お父さんのさほっちとお母さんのメイちゃんと一緒に土別市のPR活動をしていています。

みんなからは「みーちゃん」の愛称で親しまれています。

2-5. 公共施設緑地の現況

公共施設緑地の面積は、道路環境施設帯及び植樹帯（街路樹）・公共公益施設における植栽の面積を対象としています。そのうち、街路樹は市道沿いに植栽されている範囲を対象とし、現地の確認調査をもとに面積を算出しています。

《広通の樹種について》

本市における街路樹は主として下記に示した樹種により構成されています。

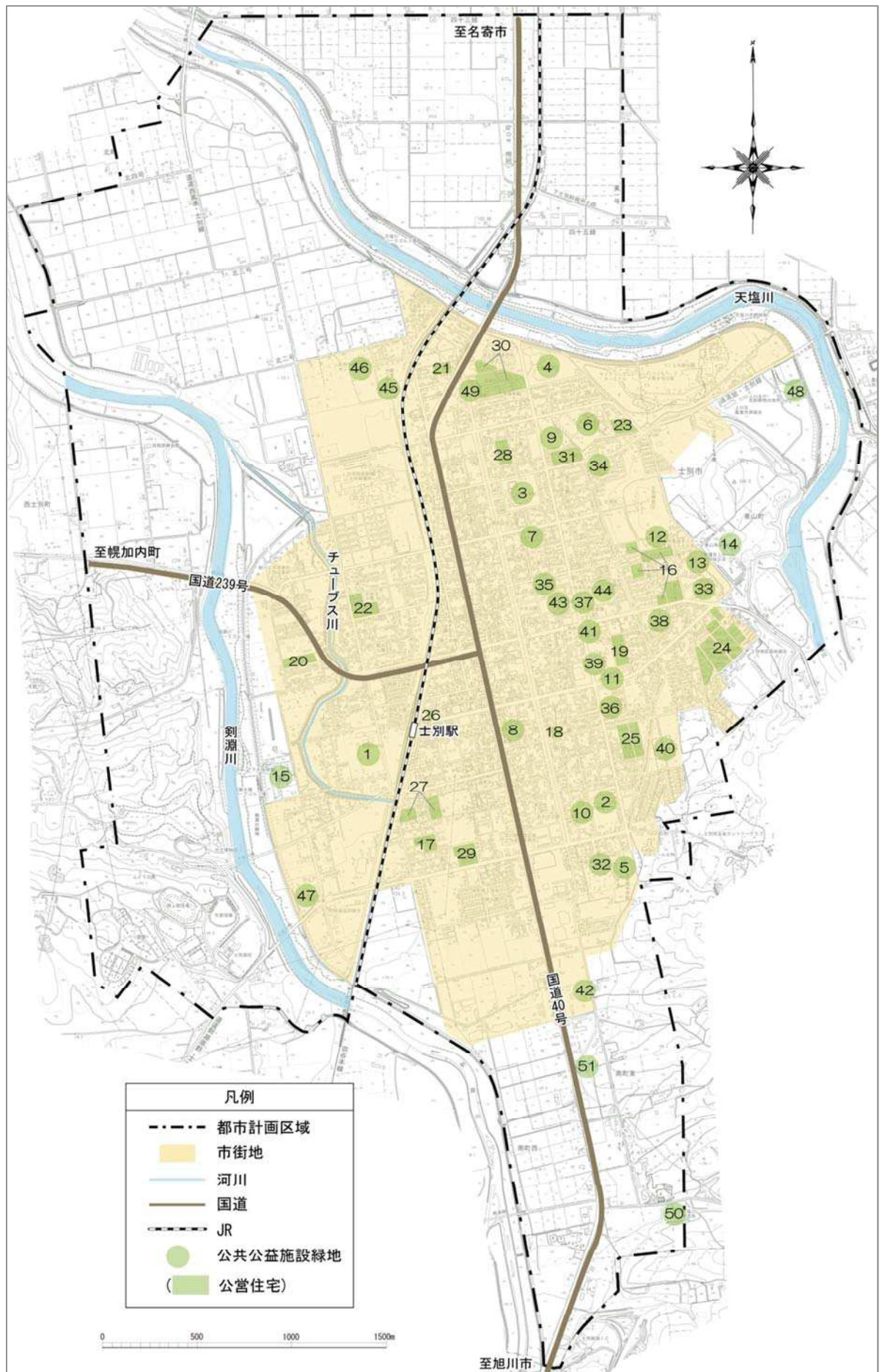


資料：北海道立総合研究所林業試験場 HP 緑化樹木カード図鑑
造園緑化建設業協会 樹木図鑑

公共公益施設における植栽面積の集計

種別	図面対象番号	施設	植栽面積 (ha)	種別	図面対象番号	施設	植栽面積 (ha)
学校	1	士別西小学校	0.48	その他	32	南郷市民プール	0.78
	2	士別南小学校	0.45		33	士別市立病院	0.07
	3	士別小学校	0.23		34	上川北部森林管理士別事務所	0.22
	4	士別中学校	0.43		35	名寄公共職業安定所士別出張所	0.03
	5	士別南中学校	0.44		36	勤労者センター	0.86
	6	士別翔雲高等学校	2.04		37	士別警察署	0.04
幼稚園	7	カトリック士別幼稚園	0.13		38	士別地区農業改良普及センター 士別支所	0.55
	8	瑞祥幼稚園	0.20		39	士別市ふれあいセンター	0.12
保育園	9	北星保育園	0.20		40	東山墓地	2.69
	10	南町保育所	0.01		41	森林技術センター	0.17
	11	あいの実保育園	0.12		42	南町南進自治会館	0.23
老人 ホーム	12	特別養護老人ホーム 士別コスモス苑	0.26		43	総合体育館	0.12
	13	養護老人ホーム 士別桜丘荘	0.59		44	士別市役所・消防本部 文化センター	0.35
浄水場	14	東山浄水場	2.94		45	学校給食センター	0.42
下水処理場	15	下水処理場	1.99		46	スポーツ交流館	0.83
公営 住宅	16	桜丘団地	0.21		47	士別市地方卸売市場	1.83
	17	南西団地	0.13		48	士別防災ステーション	1.33
	18	あけぼの団地	0.07		49	天塩会館	0.01
	19	寿団地	0.20		50	天塩清流苑	0.86
	20	西栄団地	0.15		51	南町景勝台	0.31
	21	北川団地	0.05			合計	28.02
	22	西団地	0.42				
	23	水郷団地	0.11				
	24	東山団地	2.00				
	25	東雲団地	0.30				
	26	栄団地	0.05				
	27	弥生団地	0.19				
	28	北星団地	0.09				
	29	サウスタン青葉(道営)	0.43				
	30	北部団地	1.21				
31	つくも団地	0.08					

公共公益施設の位置図



2-6. 緑に関する活動

本市が実施している緑に関する活動は、公園や道路への植樹のほかに、環境美化運動や、清掃活動が挙げられます。それらのなかでも、地域住民が中心となって活動している「花いっぱい運動」は、花壇や植樹帯、公園に彩りを添えています。

本市の花であるコスモスは、積極的に植栽されており、特に「温根別地区自治会連絡協議会」と「温根別まちづくりの会」や行政との協働によって、国道239号沿いに植栽されたコスモスロードは、市民のみならず市外から訪れる来訪者にも愛されています。この活動は平成10年から現在まで、長期にわたって活動が継続され、平成25年には国土交通大臣道路功労者表彰を受賞しました。

また、士別西小学校・PTA・老人クラブ・自治会による、プランターを用いた、「心を育てる夢のコスモスロード（西4条南郷通り）づくり」は、景観向上だけではなく、多世代交流の場となっています。

平成27年に行われた、つくも水郷公園における桜の植樹は、北海道山林種苗協同組合からの支援により実施され、多くの市民が参加しました。

その他、北海道遺産に登録されている天塩川の美しい流れを次世代に引き継ぐ取り組みとして、本市を含む天塩川流域市町村相互の連携を図り「天塩川クリーンアップ大作戦」と称した清掃活動を実施しています。

こうした活動は市民・行政・企業の連携によって、今日まで継続的に行われています。



温根別地区のコスモスロード

3. 緑の課題

本市の現況や、緑に関する取り組みのほか、市民を対象としたアンケートを踏まえ、緑の課題を挙げます。

①身近な緑を保全する <森や川をまもり、良質な自然環境の充実>

- ・河川と一体となった大規模な緑地の適切な保全。
- ・ふどう公園と一体となった丘陵樹林地の保全。
- ・身近にある緑の連続性を創出。
- ・緑のネットワーク形成による、生物多様性の確保。
- ・環境や景観など多面的な機能を持つ農地の保全。
- ・低炭素まちづくりの推進のため、二酸化炭素の吸収源となる森林の保全・創出。
- ・住宅地に隣接する工業地に緩衝緑地を配置することで、住環境を保全。

②緑による生活の向上 <暮らしに潤いや、ゆとりをもたらす緑の充実>

- ・憩いの場となる緑地の確保。
- ・多世代交流が図られ幅広い世代が利用できる公園の整備。
- ・住区における公園、緑地の適切な配置。
- ・公園内の樹木や花壇の適切な管理。

③緑で街をまもる <自然災害から市民の生活をまもる緑>

- ・延焼防止機能を有する街路樹の連続的な配置。
- ・防災・減災としての機能が発揮されるよう、街路樹の適切な維持管理方法の確立。
- ・災害応急対策活動拠点として、災害対策車両などが活動できるグラウンドや緑地などの確保。
- ・災害時における緊急収容避難場所としての機能をもった公園・緑地の充実。
- ・災害時における緑の役割の周知。

④士別市らしさを彩る緑 <街を彩る緑の充実>

- ・緑を用いた本市のシンボルの創出。
- ・緑による美しい街の形成。
- ・市街地の修景に資するための、街路樹、公園・緑地の効果的な配置。
- ・緑による景観形成への住民意見の反映。
- ・公園や緑地だけではなく、民間施設、公共施設、住宅（民家）など、緑の積極的な育成。

⑤市民参加による緑化の推進 <市民と一緒に育む緑>

- ・市民参加型の緑化活動を通じた、緑に関する知識の普及。
- ・緑に関する活動により、地域コミュニティを形成。
- ・市民、行政、企業が一体となった、緑の育成。
- ・先進的な取り組み事例を緑化の推進に活用。